

# 平成 29 年度兵庫県環境審議会水環境部会 第 2 回瀬戸内海再生推進方策検討小委員会 会議録

日 時 平成 29 年 12 月 15 日（金） 10:00～12:00

場 所 神戸市教育会館 501 会議室

議 事 豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策（沿岸域の環境）

出席者	委 員	藤原	建紀
	委 員	藤田	正憲
	委 員	川井	浩史
	委 員	小林	悦夫
	委 員	突々	淳
	委 員	反田	實
	委 員	吉武	邦彦

## 説明のため出席した者

環境部長	秋山 和裕	環境管理局长	春名 克彦
水大気課長	正賀 充		
その他関係職員			
参考人（兵庫県環境研究センター）			

- ・局長挨拶
- ・資料確認

## 【 審議事項 】

豊かで美しい瀬戸内海の再生をさらに推進するための方策  
(事務局から資料 1 から 3 について説明)

( 発言内容 )

(川井委員)

資料 3 中、「以下「環境改善取組」という。」という文言が 2 回出てきているので、修正すべき。

質問だが、「2 (1) 支援の必要性」のところ、文中の「企業の森づくりのような様々な取組」と「工場の緑化や森林保全」は同じものと考えてよいか？

### (事務局)

企業の森づくりは企業の敷地外のところで実施する緑化で、工場の緑化は敷地内の緑化の取組である。

### (川井委員)

そうであるならば、「企業の敷地外のところで実施する緑化」と「森林保全」の関係を整理する必要がある。また、「公共用物である海」という言葉はあまり使わないのではないか。

また、「(2) 新たな方策」のところで、「環境改善取組は、国、自治体、民間事業者、漁業者、地域団体及び研究機関等の参画と協働により進めるべき」という書き方をしているが、その主体の参画を求める理由を簡単に書いたほうが理解しやすいのではないか。唐突にこの文章が出てきている気がする。

例えば、モニタリングにせよ評価にせよ、科学的根拠に基づきしなければならないので、「科学的に判断しなければならないので、学識経験者や研究機関の参画が必要である。」などにしたほうが良いのではないか。

### (藤原委員長)

「(2) 新たな方策」のところで、沿岸環境改善推進協議会と技術支援委員会の設置とあるが、イメージするために、ひょうごエコタウン推進会議でやっていることが例になると思う。陸上で県が中心となって同じようなことをしている例があるなら、ご紹介いただくと理解しやすい。

### (事務局)

陸上の例では、太陽光パネル設置に関して、相談窓口をつくり、設置に関して相談があった場合は関係各課に照会して、適用法令をチェックしている。

### (突々委員)

「(2) 新たな方策」のところで、技術支援委員会の内容として、「防災上の観点も含む構造や工法等の技術面及び水域の利用者との調整や法令等の手続き面からの支援」とある。水産業界としては、水域の利用者との調整はかなり重い仕事になってくるが、どのようなメンバーで、どこまでのことができるのか。

調整は地元の者から始めると思うが、地元過ぎると、損得の感情が入り、非常に難しくなる。技術と法令に関してははっきりしているが、利用者との調整は難しいと思うので整理が必要。

### (小林委員)

技術支援委員会は技術的なアドバイザー機関であると同時に評価のための第三者組織だと思うので、水域の利用者との調整はここに入れるべきでは無いと考える。

水域の利用者との調整は沿岸環境改善推進協議会ですべきで、学識者や専門家が議論す

べき話ではない。

**(反田委員)**

沿岸環境改善推進協議会と技術支援委員会の区分がつかなかったが、それは技術支援委員会で水域の利用者との調整をすることとしているためだ。

**(吉武委員)**

同感。

民間事業者として、技術面・法令面の手続きの支援をいただくことで、取組を検討できるので有り難い。それを実現しようとしたときに、水域の利用者の方々と調整することになると思うが、その調整を技術支援委員会がするには限界があると推察する。

沿岸環境改善推進協議会で勉強会や情報交換をするので、こちらのほうで具体的な協議ができるようにしていただきたい。

**(事務局)**

ご意見をいただいたので、調整は沿岸環境改善推進協議会ですることとし、技術支援委員会は技術面と法令面から支援するということで役割を整理する。

**(藤原委員長)**

ここは一番難しいところで、県がどのように支援できるかをシミュレーションすることも必要であると考えます。

沿岸環境改善推進協議会は県のどの部局が主に担当するのか。

**(事務局)**

事務局は、沿岸環境改善推進協議会、技術支援委員会のいずれも水大気課と考えている。構成員については資料中の※印の方に参画いただくことを考えている。

**(突々委員)**

沿岸環境改善推進協議会の構成員について、「港湾、水産、海上保安、廃棄物担当を想定」とあるが、民間事業者は構成員には想定していないのか。

水域の利用者との調整は沿岸環境改善推進協議会ですることになったが、技術支援委員会のメンバーと変わらないように思う。違いがわかりにくい。

私は水産の立場からこの小委員会の委員をさせていただいているが、色々な意見を持つ水域利用者があり、沿岸環境改善推進協議会のメンバーの調整に関しては非常に難しいと感じている。

**(藤原委員長)**

確かに難しい。ひょうごエコタウン推進会議では、沿岸環境改善推進協議会と技術支援委

員会のように、二つに分けていない。調整に関しては、その時できる人が集まって話し合えば良いのではないか。

組織をわけるのが良いのか検討していただきたい。

#### (突々委員)

事業の評価が非常に大切である。沿岸環境改善推進協議会の内部組織として評価する部門があり、そこでとりまとめた評価を沿岸環境改善推進協議会で協議するというイメージなのかと思う。

#### (小林委員)

技術支援委員会は沿岸環境改善推進協議会の下部組織と思っている。ただ、沿岸環境改善推進協議会のなかに学識者が入ってしまうとうまくいかない。

県が中心となり、事業を推進していくことを協議会の仕事とする。その下部組織として学識者が中心となる技術的・法律面の支援をする技術支援委員会を設ける。

技術支援委員会からの進言・提言に基づいて、県・公共団体・民間団体が事業推進するという意味で、別の委員会を作るべきと理解した。

#### (川井委員)

小林委員と同じ意見である。

事業を進める意義や成果を客観的に評価して初めて、社会全体の評価を受けることができると思う。一つの組織にすると、お手盛りでやっていると思われかねないので、一つではなく二つ必要と思う。

もっといえば、下部組織ではなくて、外部組織が評価するのが一番良いと思うが、組織の役割として、推進することではなく、評価・アドバイスするという役割が定義されていれば技術支援委員会があったほうが良いと思う。

#### (突々委員)

文章に書ききれないところはフローにする等、組織の関係が見えないと、非常に分かりにくい。事務局も明確にして、整理が必要。

#### (反田委員)

技術支援委員会には漁業者が入っているが、沿岸環境改善推進協議会には入っておらず、両組織の役割が理解しにくい。

#### (藤原委員長)

二つの会の位置づけと水域の利用者の方々と調整をどのように配置するかをご検討いただきたい。

**(事務局)**

御意見をふまえて再整理する。

**(藤田委員)**

海岸構造物を整備すると、海岸漂着物等、維持管理が課題になるのではないかと想像する。

民間施設は民間が維持管理すべきとのことであったが、民間が維持管理することにより豊かな海になるけれど、民間の負担が大きくなる可能性があることも考慮して検討していただきたい。

**(小林委員)**

沿岸環境改善推進協議会と技術支援委員会の色分けをきっちりする必要がある。協議会に漁業者が入っていないのはおかしい。協議会は事業をする事業者と利害関係者で協議し、委員会は法解釈をする部署と技術的支援をする学識経験者が中心になると明確にしたほうが良い。

また、県の関係部局に水大気課が入っていない。

**(事務局)**

沿岸環境改善推進協議会、技術支援委員会とも整理する。

**(藤原委員長)**

技術支援委員会をつくった場合、スタッフの確保が難しい気がする。

**(川井委員)**

環境改善取組は、海の沿岸海域と定義されているが、2(1)に「沿岸海域では環境改善取組が進んでいない」という文言があり、海が2度出てくることになる。

省略する際、「環境改善取組」ではなく、「沿岸海域改善取組」としたほうが、陸域の環境改善取組と区別が付きやすい。また、「沿岸海域」とするのか、「沿岸域」とするのか、用語を統一したほうが良い。

**(事務局)**

整理する。

**(吉武委員)**

沿岸環境改善推進協議会について、協議会に入会するところから始まり、協議会に参加された方を対象に環境改善取組を実施する機運を醸成するための勉強会をするという順番なのか。

そもそも沿岸環境改善取組がどのようなものかわからないと協議会に入り難いということがあるかもしれないので、例えば事前に勉強会を開催し、民間事業者の理解を進めた上で

参加を求める等、参加しやすいように広報していただきたい。

**(藤原委員長)**

「(2) 新たな方策」の「イ 環境改善取組の情報発信による意識の啓発」について、発信主体はどこをイメージしているのか。

**(事務局)**

県である。

**(小林委員)**

沿岸環境改善推進協議会は、県が民間事業者の行う事業に対して技術的バックアップをし、情報交換する場ということか。

私のイメージは、県、公共団体、民間企業が藻場・干潟等を造成するにあたり、技術的支援や事業調整をする。民間事業者及び公共事業を含んだ計画を作り、事業推進のための仕組みづくり、全体調整をするところと考えているが、いかがか。

**(事務局)**

沿岸環境改善推進協議会は会員という限定をせず、民間事業者に沿岸域の環境改善を進めていただくための勉強会を開催する。賛同された民間事業者に対し技術支援委員会でサポート等をしていくとイメージしている。

**(藤原委員長)**

小林委員のイメージでは、港湾計画への反映まで必要か。

**(小林委員)**

必要になった場合は港湾計画に反映するが、港湾計画とは別と考える。  
エコタウン事業とは異なる。

**(藤原委員長)**

エコタウン事業を解説してほしい。

**(小林委員)**

エコタウン事業は、立ち上げ時、民間の方々が環境関連産業を進めていくために、企業間のノウハウを情報交換することによって、1つ1つの技術ではものにならないが、複数企業の技術を重ね合わせることにより、新たな技術開発を進めていく。それを進めていく上で行政上の障害が発生した場合は、それをバックアップする。そのために、行政が中心となる組織としてエコタウン推進会議を作り、主体は民間事業者の意見・情報交換の場であると私は理解した。

それを進めていくために、行政はどのようなバックアップするかというと、例えば研究費を国からとってくるためのサポートをする。主体は民間企業にあるという趣旨で立ち上げた。

**(藤原委員長)**

県は参考に。

吉武委員、民間企業としてはどうお考えか。

**(吉武委員)**

会員制でないとは考えていなかった。

民間事業者が具体的にどのように沿岸環境改善推進協議会を活用していくのか、解りにくい。

沿岸海域に事業場がある企業は一旦メンバーとして協議会に入り、第一回の勉強会が開催され、「このような形で沿岸海域の環境改善が望まれる。実例としてこのような取組があります。今後工事する場合は情報交換して具体的に検討しましょう。」となるのかなと考えていた。

参加が任意ということであれば、参加を断ることができるのか。どのように各企業に声をかければよいか解りにくい。

**(事務局)**

沿岸環境改善推進協議会は、県が音頭をとって、まずは勉強会を協議会の看板で実施し、環境改善取組を実施したいという民間事業者が出てくれば協議会の中で発表していただくということを考えている。

「(ア) 沿岸環境改善推進協議会(仮称)の設置」の最初の3行目と4行目以降を入れ替える。まずは、沿岸海域の関係民間事業者及び学識経験者で構成する協議会を作る。その協議会で、会員でない企業も対象に、環境改善取組を実施する機運を醸成するための勉強会等をして、関心をもっていただいた事業者には加入していただき、情報共有していく、というように記載する。

**(藤原委員長)**

民間事業者にとって魅力あり、かつわかりやすい協議会になるよう検討をお願いしたい。

民間事業者と漁業者を区別しているが、漁業者は水域の利用者であるのと同時に、環境改善取組の実施主体でもあるので、検討願う。

**(反田委員)**

民間事業者が環境改善取組をしようとした時、その提案は協議会に出すことになるのか。また、そうであれば、その提案はその後どのような取り扱いになるのか。協議会で協議して、その後技術支援委員会で具体的に進めるのか。

### (突々委員)

協議会は、団体を会員として設置され、会員でなくても参加できる形で勉強会を開催しつつ、会員を募っていくとのことだが、協議会を運営する理事会的なものがなければ大きな協議会は運営できない。今まで、その理事会的なものが協議会と思っていた。

漁協も含めて関係者全体が入っている協議会があって、代表者が集まる理事会があって、運営方針を決め、その方針のもと実施する、というイメージか。

### (事務局)

理事会までは考えておらず、協議会という看板をあげることが先決で、その看板に色々な方に参画いただく。そして技術支援委員会で実質的なサポートを行うということを考えていた。

### (小林委員)

そうであるならば、「協議会の設置」ということがおかしい。情報交換や勉強会等を行うことが目的なので、組織とは言えない。組織として運営するなら下部組織が必要である。

また、情報交換や勉強会等が目的であれば、水域利用者との調整はできないので、先ほど議論したことは元に戻さないといけない。

事務局のイメージなら、「沿岸環境改善情報交換会の開催」であり、組織の設置ではない。

### (事務局)

協議会は、意見交換や広報という位置付けではなく、民間事業者も含めて「海を良くしていきたい」という人々の集まりとしたい。

事務局は県がもつにしろ、協議会の会長を置き、県とは別の組織として打ち出していけないと、第三者にPRできない。

### (小林委員)

そうなると、会員を登録しなければならない。会員のいない会などない。

### (藤田委員)

護岸等を所有している民間事業者はそれほど多くなく、これらの民間事業者は当然協議会のメンバーであると思っていた。これらの民間事業者に、護岸を改修する計画があるならこのように改修してほしいと、どこかで県が言っていないといけないので、単なる勉強会ではないと思う。

そこに漁業者も入る必要があるし、海岸を改善しようとするNPOも、会員あるいはオブザーバーとして加わって良い。そこは県が決めればよい。

会員制とした場合、正会員を誰にするかは整理が必要と思う。



**(藤原委員長)**

吉武委員、神戸商工会議所環境対策専門委員会の活動で関連するようなことはないか。

**(吉武委員)**

神戸商工会議所環境対策専門委員会では直接、このような議論はしていないが、対象となるような護岸を持っている民間事業者とは情報交換を一部始めている。

対象となる民間事業者は県がどのように進めていくか注目しているので、わかりやすくしていただきたい。

**(小林委員)**

会員について、民間事業者だけではなく、国、県もメンバーとしたほうが、情報交換の場で国や県の取組を民間に伝えることが出来るので、スムーズな気がする。

**(事務局)**

まだ取組を始めている民間事業者を対象とする意味合いが強かったが、公共もメンバーに加わったほうが、互いに相乗効果があるかもしれないし、公共も、若干ではあるが予算をとりやすくなるかもしれない。

検討させていただく。

**(突々委員)**

漁協が会議に参加して、取組内容を自分の耳で聞くことが出来る形が良い。豊かな海について反対している者はいないが、誰かから部分的に聞くと反対から入ってしまいがちであり、各漁協も会員になれるようにしてほしい。

**(反田委員)**

国・県・利用者・民間の方が集まり、協議会のなかで勉強会・情報交換をする中で、民間事業者から提案してもらい、協議会で議論し、それを委員会に諮る、というイメージを持つ。

**(藤田委員)**

護岸改修事業は非常にお金がかかる事業である。

改修をする時期にある企業に、どのような護岸にするのが良いかを提案、あるいは話し合う場を設けることが目的であると考ええる。

そして企業が改修に取り組む際に、モニタリングや技術・法律面でバックアップするとイメージしている。

高砂西港の再整備において、三菱重工業㈱が環境配慮のため巨石を投入したような事例が出てくれば良い。

**(小林委員)**

船が着く護岸であっても、栈橋があつて船が岸壁に接岸しない場合は傾斜護岸にできる。

**(藤原委員長)**

沿岸環境改善推進協議会について重要な意見を数多くいただいた。

各委員の御意見をもとに委員と個別に調整し、事務局で資料3を修正してほしい。

そのうえで、資料3の最終的なとりまとめは委員長に一任していただくということで良いか。

**【委員了承】**